

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5(a)に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・ミネラルウォーター（22.01）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準を一部改正し、ミネラルウォーター類について成分規格を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課規格基準係

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

TEL 03-3507-8800 内線 5236

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間